

## 避難誘導要員計画書（展示室）

高崎シティギャラリー館長 あて

代 表 者 ( \_\_\_\_\_ )

平成 年 月 日 展示室を利用するにあたり、担当者を下記のとおり報告します。

展示名 \_\_\_\_\_

(A) 会場責任者	
-----------	--

○主催者側の表方責任者：避難誘導員等の関係者を指示監督する。

(B) 受付・もぎり	①班長	
------------	-----	--

○展示室において入場者の安全確保のため、入場者の整理・展示室から玄関までの避難誘導を行います。

(C) 展示室非常口担当	①班長		②	
--------------	-----	--	---	--

○非常時には、扉を開け入場者の避難誘導を行う。

○第3・第4・第5・第6・予備展示室は、受付・もぎり担当と展示室非常口担当を兼ねることができます。

### 【注意事項】

※避難誘導要員最低人員：第1・第2展示室利用の場合は【2人】、第3・第4・第5・第6・予備展示室利用の場合【1人】となります。

※A～Cの配置については、「展示室避難誘導要員計画書について」を参照してください。

※各担当をお決め頂き、事前打合せの際にご提出してください。

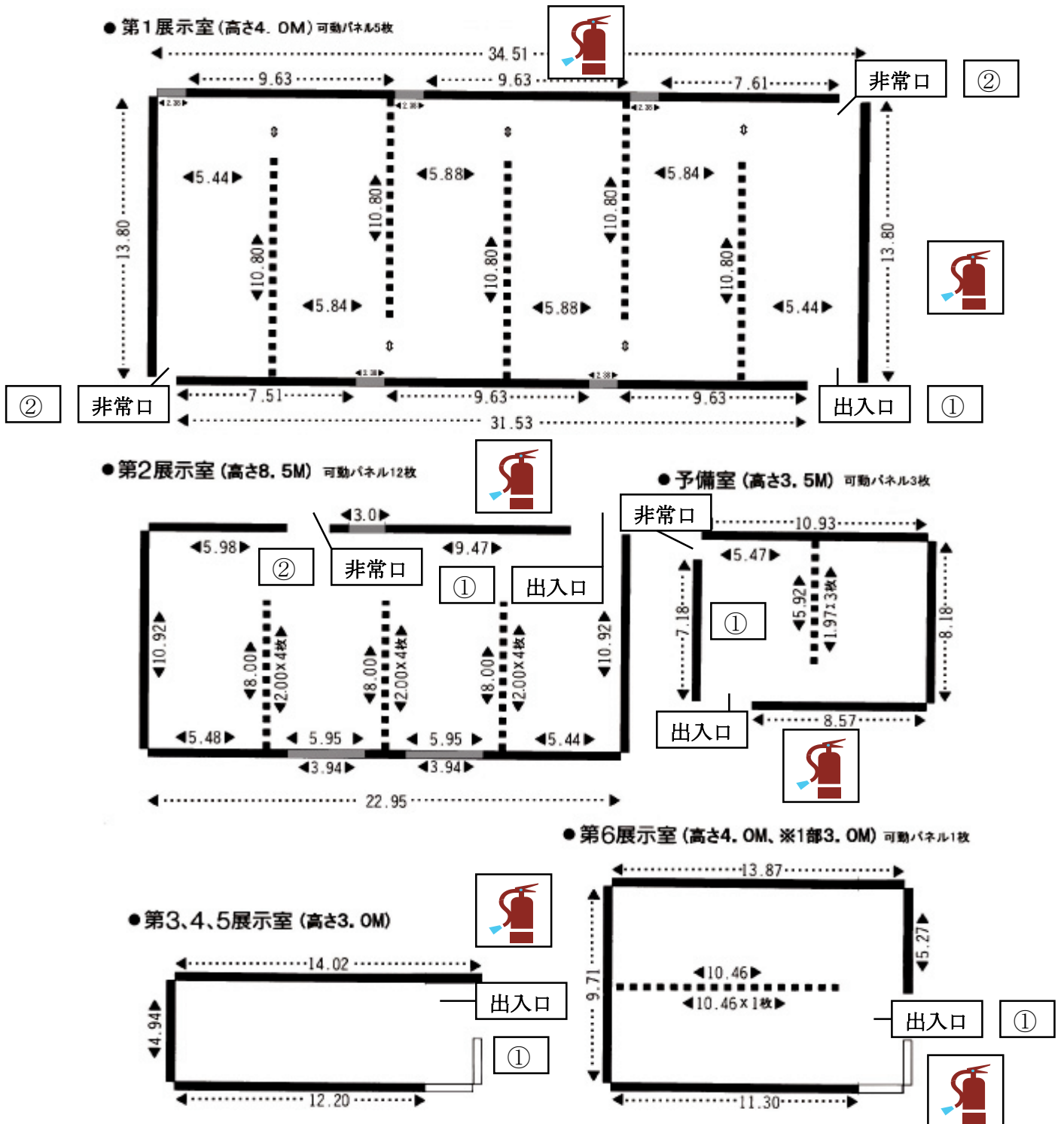
### ◆展示室 避難誘導要員計画書について

- (1) 本番中に万一災害が発生した場合は、お客様を安全かつ速やかに誘導いただくことが、主催者の方の重要な仕事のひとつです。
- (2) 各責任者および担当者を決定し、お客様の安全確保のために、全担当の方へ下記対応方法の周知をお願いします。
- (3) 担当者・責任者は公開中、各配置場所に常時固定ではなく、万一の場合、円滑な誘導が行えるように提出していただきます。
- (4) 災害発生時のお客様への対応は次のとおりとなります。
  - ①本番中は各担当場所近くに待機してください。
  - ②展示室より使用可能非常口連絡
  - ③責任者は各担当へ速やかに連絡
  - ④全員直ちに担当場所に着く
  - ⑤会場内に災害発生のアナウンスが流れる
  - ⑥各担当者は会場扉を開け（ドアストッパー使用）
  - ⑦お客様を指定非常口に誘導
  - ⑧全員避難

(裏面)

### 展示室避難誘導要因配置図

#### 高崎シティギャラリー展示室平面図



※寸法は実測に基づくものです。建築当初のものとは異なります。測定法により、誤差も生じることを予めご了承ください。

## 非常時の対応ならびに事故等の予防について（展示室）

公益財団法人高崎財団 は、平成18年度より指定管理者制度の導入により当施設の管理・運営を受託しています。

市民等が安全で安心して利用していただくため、公益財団法人高崎財団 では、高崎シティギャラリーにおける“危機管理マニュアル”を定め、火災・地震等の災害対応や事故等の予防に努めております。

災害の対応・予防については施設利用者や主催者各位のご理解とその対処が、入場者の安全を確保し、被害を最小限に抑制するために必要不可欠な条件となることは申し上げるまでもありません。

つきましては、施設等の仕様において事故防止および安全確保のために危機管理マニュアルで基本的事項を定めておりますので、遵守に賜りご協力いただきますようお願い申し上げます。

### ■観客並びにホワイエ（ロビー）の利用について

- 1 万一の事故に備えて、主催者は会館管理者との協議の上、避難誘導員を配置してください。  
なお、避難誘導員計画書をあらかじめ会館管理者（防火管理者）に提示してください。
- 2 主催者は、消火設備や非常口、防火ドア並びに通路に物を置いたり、入場者を立ち止まらせないように配慮ください。
- 3 机、いすや展示パネル等の備品を使用する場合は、担当職員の指示に従って配置してください。
- 4 ホワイエ（ロビー）にて物販並びに展示を行う場合、または会館の電源を使用する場合は、あらかじめ担当職員に相談の上、その指示に従ってください。（物販は申請が必要となります。）
- 5 主催者は公開期間中、控室への関係者以外のものの入場・立ち入りを規制するよう努めてください。

### ■火災予防・発生時の対応について

- 1 火災が発生した場合は、直ちに公開等を中止し、入場者の避難誘導をしてください。
- 2 火災が発生した場合は、発見者は速やかに付近の消火器で消火に当たってください。  
また、会場責任者は、速やかに事務所職員に連絡し、その指示に従ってください。
- 3 防火管理者は、火災発生時の連絡を受け直ちに消防署へ通報するとともに、状況に応じて全館非常放送を行います。
- 4 入場者の喫煙は、所定の場所で行うようご指導ください。

### ■地震発生時の対応について

- 1 地震が発生した場合は、速やかに公開等を中断し、入場者・スタッフは速やかに避難して下さい。
- 2 展示室入場者は、椅子の陰に潜り込むよう指示してください。  
また、それでは安全が確保されないと判断される場合は、速やかにホワイエ（ロビー）へ避難誘導してください。
- 3 会館管理者は、状況を速やかに把握して避難誘導が必要と判断される場合は、全館非常放送によりその措置を命じ、会館関係者においても避難誘導を行います。

### ■避難誘導について

- 1 主催者及び避難誘導員は、あらかじめ避難経路について確認するなど万全を期してください。
- 2 避難誘導にあたっては、入場者に平静を保たせて出入り口に殺到しないよう注意を払って、走らせないように誘導してください。
- 3 避難誘導の際、忘れ物等により入場者を逆行させないように注意してください。

- 4 避難誘導にあたっては負傷者が出た場合は、速やかに救護してください。
- 5 会館管理者の避難誘導の措置命令以外に、むやみな混乱や二次災害を防ぐため、万一やむを得ない状況が生じない限り、入場者の誘導はさせないでください。

#### ■落雷による停電について

- 1 落雷等により停電した場合は、非常灯が点灯します。
- 2 公開中に停電した場合は、主催者又は会場責任者は、その状況に応じ入場者にその旨を伝達し、不要な行動をしないよう促してください。

#### ■危険が予知される催し物について

- 1 異常な興奮状態や大勢による威力暴力行為の予知される催し物や直接催し物に関係ない外部からの侵入者等が事前に予知し得る催し物については、催し物が開催される2週間前までに会館管理者と打ち合わせの上、その指示に従って警備員等の配置を行ってください。
- 2 会館管理者の指示を無視して催し物を開催しようとする場合、会館管理者はその催し物の中止を命じることができる旨、ご承知ください。